

令和7年3月28日

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が管理職として活躍でき、男女ともに働きやすい雇用環境を作るために、次のよう  
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和11年3月31日までの4年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：管理職（課長級以上）に占める女性の割合を15%以上にする。

<取組内容>

令和7年7月～

- ・男女問わず、事務職員の階層別研修でマネジメントを学ぶ機会を提供する。

目標2：次世代支援休暇（子の学校行事等での特別休暇）の取得促進

<取組内容>

令和7年4月～

- ・所属長会議において、次世代支援休暇の周知を管理職等に行う。
- ・学内イントラネットを利用し、教職員全体へ次世代支援休暇の周知を広く行う。
- ・学校行事が盛んな時期（入学式、卒業式、体育祭、文化祭等）には、学内イントラネットを利用し、逐次周知を行う。

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする

<取組内容>

令和7年4月～

- ・個人の1年間の年次有給休暇取得目標を「12日」とし、より高い目標設定を行う。
- ・所属長会議において、年度の早めの時期でのまずは5日取得することを働きかけて年間の取得日数増加を図る。

令和7年6月～

- ・年度始めの繁忙期終了後に、学内イントラネットを利用し年次有給休暇取得の奨励を行う。

令和7年12月～

- ・年度末前に再度学内イントラネットを利用し、年次有給休暇取得の奨励を行う。